

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 晋友会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市西里町23番地
- (3) 設立認可年月日 昭和62年12月23日
- (4) 設立登記年月日 昭和62年12月24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	野田医院	4210421600	長崎県諫早市西里町2 3番地	一般病床 11床 療養病床 6床 [医療保険 0床] [介護保険 6床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年11月18日 令和3年度決算の決定

令和 5年 9月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人社団 晋友会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市西里町23番地

貸借対照表
(令和5年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	135,380	I 流動負債	23,451
II 固定資産	33,448	II 固定負債	42,145
1 有形固定資産	22,173	負債合計	65,596
2 無形固定資産	149	純資産の部	
3 その他の資産	11,126	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	93,232
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	103,232
資産合計	168,828	負債・純資産合計	168,828

様式4-2

法人名 医療法人社団 晋友会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市西里町23番地

損 益 計 算 書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位:千円)

科 目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
1	事業収益	130,368	
2	事業費用	111,379	
	本来業務事業利益	18,989	
B	附帯業務事業収益		
1	事業収益		
2	事業費用		
	附帯業務事業利益	0	
	事業利益		18,989
II	事業外収益		1,157
III	事業外費用		48
	経常利益		20,098
IV	特別利益		
V	特別損失		68
	税引前当期利益		20,030
	法人税等		171
	当期利益		19,859

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人社団 晋友会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市西里町23番地

財 産 目 録
(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	168,828 千円
2. 負 債 額	65,596 千円
3. 純 資 産 額	103,232 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	135,380
B 固定資産	33,448
C 資産合計 (A+B)	168,828
D 負債合計	65,596
E 純資産 (C-D)	103,232

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 晋友会
理事長 野田 晋平 殿

私は、医療法人社団 晋友会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和5年11月17日

医療法人社団 晋友会
監事 野田 忠義